

## 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

最低賃金制度により、非正規労働者を含む全ての労働者の賃金の最低額が法律により保障されている。そして、毎年、中央最低賃金審議会が作成する目安額を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金が決定されている。

政府は、2013年の経済財政運営と改革の基本方針及び日本再興戦略で最低賃金を引き上げる意向を示し、2016年6月には「年率3%程度を目途に引き上げ、全国加重平均が1,000円となることを目指す」との具体的金額を閣議決定した。

現在の福島県最低賃金は、時間額で772円となっているが、政府の目標金額には程遠く、また、全国でも31位の低位にある。このような全国水準との乖離是正は、福島県内の労働者、生活者のセーフティネット機能の強化や内需拡大はもとより、福島県内の人手不足解消、生産年齢人口流出の抑制に効果があることは明らかである。

よって、政府においては、福島県の一層の発展を図るため、最低賃金法の趣旨を踏まえ、福島県最低賃金に関し、次の事項について取り組むよう強く要望する。

- 1 福島県最低賃金については、政府が掲げる「年率3%程度を目途に引き上げ、全国加重平均が1,000円となることを目指す」との方針に沿った相応の引き上げを行うこと。
- 2 福島県内の労働力確保、人口流出抑制・防止を見据えた金額とすること。
- 3 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備すること。
- 4 一般労働者の賃金引き上げ時期を踏まえ、福島県最低賃金の改定諮問時期を可能な限り早め、早期発効に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成31年3月14日

内閣総理大臣	安	倍	晋	三	様
厚生労働大臣	根	本		匠	様
福島労働局長	森	戸	和	美	様

いわき市議会議長 菅 波 健